

図表 1-13 原子力災害時における住民避難に関する規定

○ 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）（抜粋）

（原子力緊急事態宣言等）

第 15 条 主務大臣は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第 3 項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一 第 10 条第 1 項前段の規定により主務大臣が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

一 緊急事態応急対策を実施すべき区域

二 原子力緊急事態の概要

三 前二号に掲げるもののほか、第 1 号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

3 内閣総理大臣は、第 1 項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第 1 号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第 60 条第 1 項及び第 5 項の規定による避難のための立退き又は屋内への避難の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

4 （略）

（原子力災害対策本部の設置）

第 16 条 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたときは、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策を推進するため、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 40 条第 2 項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に原子力災害対策本部を設置するものとする。

2 （略）

（原子力災害対策本部の組織）

第 17 条 （略）

2～11 （略）

12 原子力災害現地対策本部長は、原子力災害対策本部長の命を受け、原子力災害現地対策本部の事務を掌理する。

13 （略）

(原子力災害対策本部長の権限)

第 20 条 (略)

2 (略)

3 前項の規定によるもののほか、原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。

4～9 (略)

(原子力災害合同対策協議会)

第 23 条 原子力緊急事態宣言があつたときは、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

2 原子力災害合同対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員

二 都道府県の災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員で当該都道府県の災害対策本部長から委任を受けた者

三 市町村の災害対策本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員で当該市町村の災害対策本部長から委任を受けた者

3 原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは、協議して、前項に掲げるもののほか、指定公共機関、原子力事業者その他の原子力緊急事態応急対策の実施に責任を有する者を加えることができる。

4 原子力災害合同対策協議会の設置の場所は、緊急事態応急対策拠点施設とする。

○ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（抜粋）

(市町村長の避難の指示等)

第 60 条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2～4 (略)

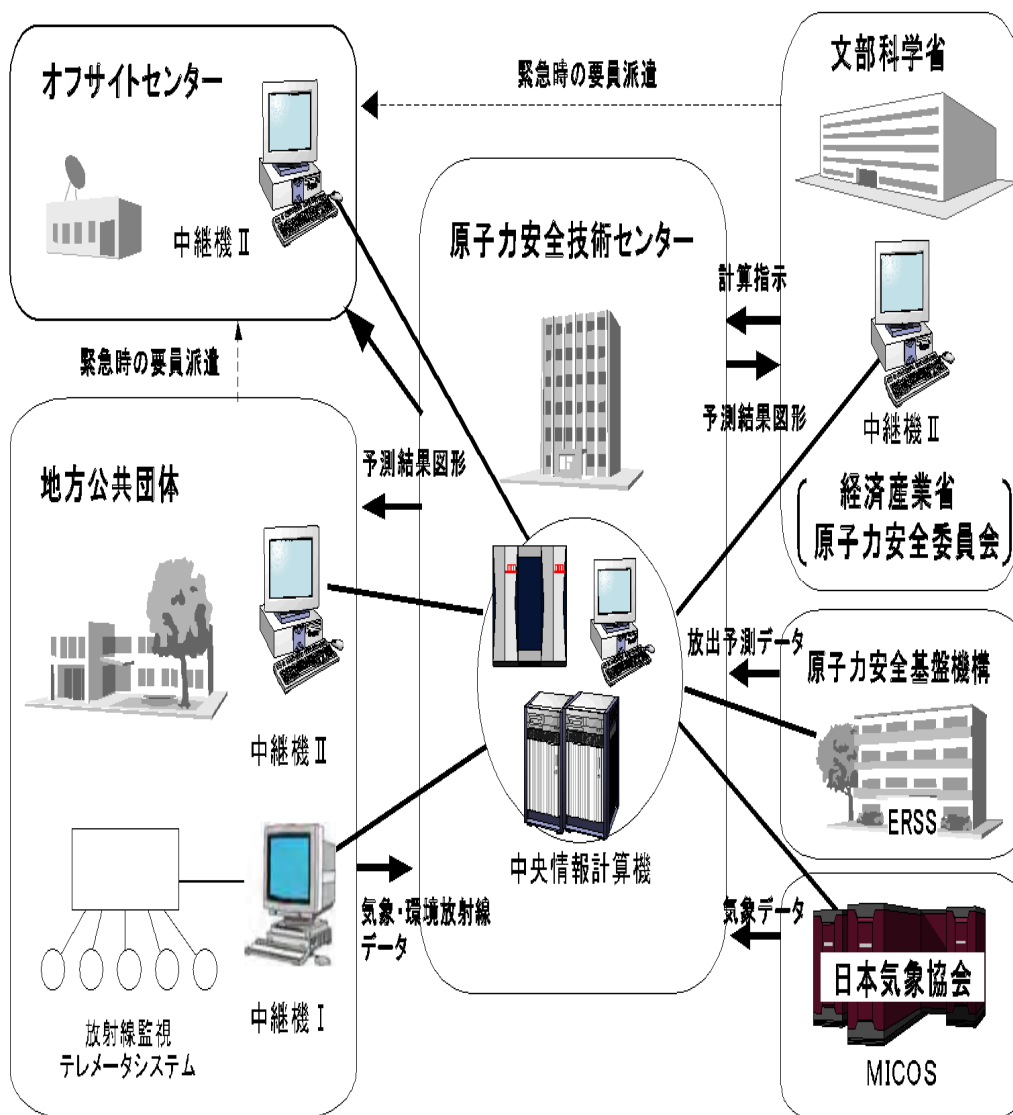
5 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第 1 項、第 2 項及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

6、7 (略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-14 SPEED I システムの概要

i) SPEED I システムの運用体制図



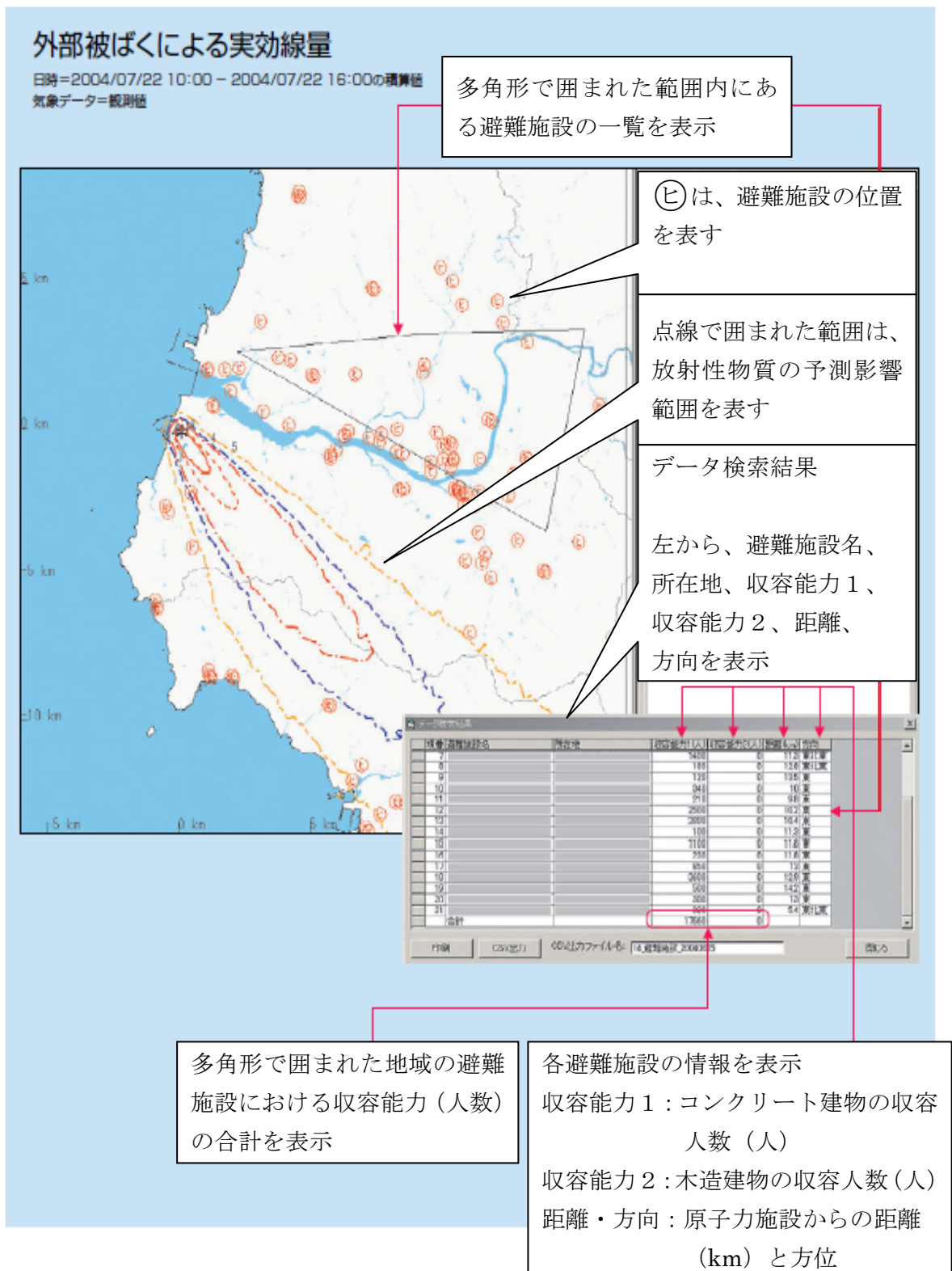
(注1) 「SPEED I ネットワークシステム運用マニュアル」(財団法人原子力安全技術センター作成)による。

(注2) 中央情報処理計算機は、SPEED I システムの予測計算処理を集中的に行うための計算機である。

(注3) 中継機 I は、予測計算に必要な気象観測データなどを収集し、中央情報処理計算機に転送するための端末である。

(注4) 中継機 II は、中央情報処理計算機から送られてくる予測計算結果を受信し、出力図形を作成して表示するための端末である。

ii) SPEED I システムの出力図形



(注) 財団法人原子力安全技術センター作成のパンフレット「SPEED I」に基づき当省が作成した。

図表 1-15 SPEED I システムの運用について

○ SPEED I ネットワークシステム運用マニュアル（抜粋）

第 1 章 はじめに

本マニュアルはSPEED I ネットワークシステムの計算結果を活用する地方公共団体の担当者が平常時、緊急時の運用を円滑に遂行することを目的に、平常時運用業務の内容とその流れ、緊急時における運用体制、計算から図形配信までの手順及び計算図形の利用方法等についてまとめたものである。（略）

第 2 章 SPEED I システム運用概要

2. 1. 1 運用体制

SPEED I ネットワークシステム（以下「SPEED I」という。）は、中央情報処理計算機が設置されている（財）原子力安全技術センター（以下「原安センター」という。）を中核に、国（文部科学省、経済産業省、原子力安全委員会）、地方公共団体、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）、原子力防災関係機関、（財）日本気象協会を通信回線で結んだ全国ネットワークで構築されている。

2. 1. 2～2. 3 （略）

第 3 章 平常時運用

3. 1. 1 目的

平常時には原子力施設の設置されている場所の地形データや、任意に設定した気象条件等を用いてSPEED I 計算を実行、その地域の風速場や大気中濃度及び被ばく線量等を図形として表示し、その濃度分布や線量分布を把握しておくことにより防災業務の円滑な実施に資することを目的とする。

3. 1. 2 業務内容

地方公共団体が指定した気象データ・放出源情報等を計算条件としてSPEED I 計算を実行する。SPEED I の計算結果から予測図形を作成し当該地方公共団体に対して図形を配信する。

3. 1. 3～3. 5 （略）

第 4 章 緊急時運用

4. 1 緊急時の運用概要

緊急時には文部科学省防災環境対策室（以下「防環室」という。）から原安センターに対して緊急事態発生連絡がなされる。連絡を受けた原安センターは、SPEED I を直ちに平常時モードから緊急時モードへ切り替える。SPEED I が緊急時モードに切り替わると、SPEED I システムに組み込まれている通報サーバが自動的に作動し原安センター関係者の携帯電話に参集指示を流すとともに、所定の連絡網による連絡も行い参集を指示する。

防環室からの指示を受け、緊急時モードになったSPEED I により直ちに予測計算が行われる。計算結果は図形として作成され、防環室の担当者の確認後に関係地方公共団体及び防災関係機関へ図形配信が行われる。また、SPEED I を緊急時モードに切り替えることによって、大気中濃度又は空気吸収線量率等は1時間ごと（放出

量がわかるまでは単位量放出で計算)、風速場図形が 10 分ごとに自動作成されるので、必要に応じ防環室及び文部科学省非常災害対策センター（EOC）、経済産業省緊急時対応センター（ERC）、原子力安全委員会、関係する地方公共団体に配信される。（略）

備考

（1）「緊急時」この資料では原災法第 10 条通報事象以降のことを指す。

（略）

4. 2～4. 4 （略）

第 5 章 計算図形の利用

（略）

第 6 章 教育・保守

（略）

（注）下線は当省が付した。

図表 1-16 S P E E D I システムの社会環境情報の更新状況

原子力立地道府県における S P E E D I システムの社会環境情報の更新状況について調査したところ、下表のような状況がみられた。

表 調査した 12 原子力立地道府県における S P E E D I システムの社会環境情報の更新状況

年度 道府県	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
北海道	×	×	×
青森県	×	×	×
宮城県	×	○	○
福島県	○	×	○
茨城県	○	○	○
神奈川県	×	×	×
静岡県	○	×	×
石川県	○	○	○
福井県	○	○	○
島根県	×	○	×
愛媛県	×	×	×
鹿児島県	○	○	×

S P E E D I システムは原子力災害発生時に住民避難等の検討を行う際に活用されるため、社会環境情報については、実効性ある住民避難の判断を行うためにできる限り最新のものとなっていることが望ましいと考えられるが、表のように、毎年更新が行われているのは、調査対象の 12 道府県中 3 道府県にとどまっている。これは、S P E E D I システムに入力する情報の元となる地域防災計画（資料編）の改定が道府県において、毎年行われるわけではないことから考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-17 S P E E D I システムに災害時要援護者の情報を入力することについて
の原子力立地道府県の意見

S P E E D I システムの社会環境情報に災害時要援護者の情報を入力することについて、12 原子力立地道府県から下表のような意見が得られた。

表 調査した 12 原子力立地道府県の意見（平成 20 年 10 月現在）

道府県	S P E E D I システムに災害時要援護者の情報を入力することについての意見
北海道	S P E E D I システムに災害時要援護者の情報を入力していれば、住民避難対応の際に有効ではあると考えるが、地元の市町村においては人口がそれほど多くなく、日頃から災害時要援護者の情報を把握していることから、同システムに入力するまでもなく対応できるものとする。
青森県	S P E E D I システムに災害時要援護者の情報を入力することは、災害時要援護者の輸送手段としての公共輸送車両の適切な配備やそれに伴う避難対応要員の適切な配置に係る準備を行う上で、有効であるとする。
宮城県	S P E E D I システムに災害時要援護者の情報を入力することは、災害時要援護者の輸送手段としての公共輸送車両の適切な配備やそれに伴う避難対応要員の適切な配置に係る準備を行う上で、有効であるとする。
福島県	S P E E D I システムに災害時要援護者の情報を入力することは、災害時要援護者の輸送手段としての公共輸送車両の適切な配備やそれに伴う避難対応要員の適切な配置に係る準備を行う上で、有効であるとする。
茨城県	S P E E D I システムに災害時要援護者の情報を入力することは、災害時要援護者に対する具体的な対応を検討する際に、必要な援護措置の規模や内容を見込む上で、有効であるとする。
神奈川県	避難を実施するのは市町村であるが、県としても S P E E D I システムに災害時要援護者の情報を入力しておくことにより、避難を迅速かつ的確に実施できると考える。
静岡県	S P E E D I システムに災害時要援護者の情報を入力することは、原子力災害合同対策協議会における防護対策の検討、実施の高度化に資する方策であるとする。
石川県	S P E E D I システムに災害時要援護者の情報を入力することは、災害時要援護者の輸送手段としての公共輸送車両の適切な配備やそれに伴う避難対応要員の適切な配置に係る準備を行う上で、有効であるとする。
福井県	地元の市町村では、災害時要援護者の避難支援プランの作成に取り組んでおり、S P E E D I システムに災害時要援護者の情報を入力することは、迅速かつ的確に防護対策を検討する上で有効であるとする。
島根県	現状では、防護対策検討時に災害時要援護者の情報を名寄せ把握しているので、災害時要援護者の情報を平時から把握できる仕組みを整備し、S P E E D I システムに入力することができれば、有用であるとする。

愛媛県	SPEED Iシステムに災害時要援護者の情報を入力することは、災害時要援護者の輸送手段としての公共輸送車両の適切な配備やそれに伴う避難対応要員の適切な配置に係る準備を行う上で、有効であると考えている。
鹿児島県	SPEED Iシステムに災害時要援護者の情報を入力することは、災害時要援護者の輸送手段としての公共輸送車両の適切な配備やそれに伴う避難対応要員の適切な配置に係る準備を行う上で、有効であると考えている。

表のように、11道府県については、SPEED Iシステムに災害時要援護者の情報を入力することは、輸送手段としての公共輸送車両の適切な配備やそれに伴う避難対応要員の適切な配置に係る準備など住民避難を行う上で有効であるとしている。

(注) 当省の調査結果による。